

災害時の避難について

大雨や台風などによって災害の発生する恐れがある場合、長崎海洋気象台から警報や注意報などの防災気象情報が発表されます。防災気象情報は、随時、市防災行政無線や市ホームページなどで呼びかけますので、「災害時の避難」など適切な行動を取るようにしましょう。

避難所の場所は、島原市防災避難マップまたは市ホームページをご確認ください。

▶問い合わせ先 生活安全グループ交通・防災班（☎ 63-1111 内線 243）



主な防災気象情報	種 類	発 表 基 準
	大雨警報	大雨により重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行います。 具体的には、次のいずれかの基準以上が予想される場合 ・ 1 時間雨量 50mm ・ 3 時間雨量 150mm
	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行います。 具体的には、次のいずれかの基準以上が予想される場合 ・ 1 時間雨量 50mm ・ 3 時間雨量 150mm
	高潮警報	台風などによる海面の異常上昇について、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に行います。 具体的には潮位が T P 3.2 m 以上が予想される場合 ※ T P : 東京湾平均海面
	土砂災害警戒情報	長崎県と長崎海洋気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町長が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表します。
	低温注意報	低温のため農作物に著しい被害が予想される場合に行います。 具体的には、冬季最低気温がー 3 度以下と予想される場合、または、夏期日平均気温が平年より 4 度以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くことが予想される場合
	高温注意情報	全国の都道府県を対象に、翌日または当日の最高気温が概ね 35 度以上になることが予想される場合
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻などによる激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻などの激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表します。この情報の有効期限は、発表から 1 時間。



地震や風水害などで避難が必要と市長が判断したときは、避難の勧告や指示などを出します。

勧告や指示などが出たときは、防災行政無線や町内会・自治会を通じてお知らせするほか、市広報車、場合によっては伝達員（市職員など）が戸別訪問にてお知らせすることもあります。

避難勧告・指示	類 型	発令時の状況
	避難準備情報	要援護者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況
	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
	避難指示	①前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ②堤防の隣接地や地域の特性などから人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ③人的被害の発生した状況



8 月 30 日から「特別警報」が始まります

8 月 30 日から、気象庁では、警報の発表基準をはるかに超える重大な災害（「東日本大震災」や「伊勢湾台風」、「平成 23 年台風 12 号」のような数十年に一度しか起きないような甚大な被害をもたらす災害）が起こる恐れが著しく大きい場合、最大限の警戒を呼び掛けるため、「特別警報」を発表します。

詳しくは、長崎海洋気象台（☎ 095-811-4862）へ問い合わせてください。

